

29会 監 第 332 号

平成30年 1 月 30 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して公の施設の指定管理者監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

公の施設の指定管理者及びその所管課

(1) 対象所管課

ア 観光商工部 観光課

（施設名 若松城天守閣、会津若松市麟閣及び会津若松市
営駐車場）

イ 観光商工部 商工課

（施設名 会津町方伝承館）

ウ 教育委員会 文化課

(施設名 会津若松市御薬園)

(2) 対象指定管理者 一般財団法人会津若松観光ビューロー

3 監査対象期間

平成28年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 所管課

ア 公の施設の指定管理の根拠等

イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況

ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等

(2) 指定管理者

ア 関係法令等に基づく管理の状況

イ 協定等に基づく義務の履行状況

ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取組状況

5 監査の着眼点

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第5財政援助団体等監査の着眼点」のうち「4公の施設の指定管理者監査」等に基づき、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

公の施設の指定管理者及び所管課に対し、あらかじめ出納その

の他の事務の執行にかかわる関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、指定管理者の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、施設に係る現地調査及び備品調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成29年9月8日から12月18日まで

(2) 現地調査及び備品調査

ア 実施場所 若松城天守閣及び会津町方伝承館

イ 実施日 平成29年11月2日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成29年12月19日

8 監査結果

公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり意見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○指定管理事業としての事業計画及び事業報告について（観光課、商工課及び一般財団法人会津若松観光ビューロー）

指定管理事業においては、その協定書において、年次の収支を含む事業計画書及び事業報告書（以下「報告書等」という。）の提出が定められているが、提出されたものは法人全体としての報告書等であり、個別の指定管理事業ごとに区分して作成されたものではなかった。

所管課においては、追加資料の提出や聞き取り調査により所管課として必要な情報は得ているとのことであったが、指定管理事業はそれぞれに協定を締結しており、本来の趣旨としては、それぞれの協定ごとに報告書等が提出されるものと考えられるところである。

法人全体としての報告書等については、当該指定管理者が市の出資団体である一面を持つところからその経営状況について市議会への報告が必要となるものであり、また一方指定管理者としては、個別の指定管理事業ごとの報告書等が求められるところである。

こうした原則を踏まえ、所管課と指定管理者において個別の指定管理事業の報告書等や全体像のあり方について、受け手である指定管理者の事務的な負担も勘案しつつ、協議、検討されたい。

○備品の取扱いについて（観光課）

指定管理事業において指定管理者が市から貸与された備品を更新するため購入した場合は、協定書により市に報告するとともに、その所有権は市に移管されることになっているが、貸与された備品以外で指定管理者が購入した場合においてはこれらの事項についての定めがない。

しかしながら、指定管理者において購入した備品について、それが指定管理施設の設備として設置され使用される場合において、その帰属がのちのち不明とならないようにするためにも、購入履歴等について書面等で市に報告するなど、市と指定管理者の共通認識としておく必要があると考える。

また、指定管理者において不動産等を取得する場合にも、事前の市への協議等は無論のこと、備品と同様にその購入履歴や経緯について、市へ報告する必要があると考える。

いずれにしても、備品及び不動産の維持にかかる費用の負担並びに帰属の明確化について、普段から指定管理者と協議し整理しておく必要があり、混乱が生じることのないよう対応されたい。

○観光課所管文化財に係る管理について（観光課）

若松城天守閣に係る指定管理事業については、多数の有形文化財、美術品及び有形の民俗文化財の管理についても、その業務に含まれている。

現地調査において、その保管については適切に行われていることを確認したところであるが、天守閣における展示企画

のコンセプトから外れた物品、資料及び有形の民俗文化財等については、長期間保管されるだけに留まり、活用の機会が失われている状況が見受けられた。

これらについて、会津若松市歴史資料センター「まなべこ」や会津図書館等の他課が所管する施設での活用や福島県立博物館への寄託等を含め、指定管理者及び関係機関との協議を行い、今後の活用方策や管理所管の見直し等について検討されたい。